

労働者衛生の保健に關しては各項の改善を期す

一、呼吸病を職業病と認め休業中は日給金額を支給すること

二、工場内の塵埃除去装置、高熱及び雑音の防止装置

三、深夜業廃止令にある除外例を撤廃すること

四、作業三時間毎に十五分間の休憩時間を設置すること（現在は

六時間一回の休憩）

五、寄宿舎制度の根本的改革

六、食糧の改善——最低栄養量の設定

七、婦人の生理休暇を興へること

八、標準賃銀値上の設定